



CONTENTS

I Farewell

「政治行政」の思い出

春風秋雨巡り来て

バットを置き、幕を下ろす

赤澤 史朗 2

上田 寛 4

竹治 進 6

II Sabbatical

ミュンヘン大学での在外研究を終えて

倉田 原志 9

III Symposium

入管法シンポジウムを終えて

吉田美喜夫 11

IV Presentation

保険法・国際シンポジウム（南京大学）に参加して

近代刑法の成立と法学方法論に関する韓・中・日の対話

日本中国語学会関西支部例会での研究発表を終えて

竹濱 修 13

本田 稔 15

島津 幸子 17

V My Book

自著を語る『続・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』

（日本評論社、2012年10月刊行）

松本 克美 19

VI Departure

感謝

お別れにあたって

中村 悠人 21

張 小寧 22

VII Media Coverage

法学部定例研究会

23

退職記念

Farewell

「政治行政」の思い出

赤澤 史朗 *AKAZAWA Shiro*

1988年4月に法学部に政治行政コースが生まれた時に、私は日本政治史の教員として就職した。法学部に法律学以外で教育上のコースが設置されたのは、これが初めてだと聞いていた。その政治行政専攻の学生は、2012年3月でその最後の学年が卒業の年を迎えている。つまり私が教員として在籍した25年間のうち24年間は政治行政コース（専攻）が存在した期間であったことになる。私には政治行政コースがその後順調に発展することができず、最終的に消滅したことを残念に思う気持ちがある。しかし同時に、その間に何度も政治行政専攻の廃止論が浮上したいきさつからすると、これだけの期間よく持ったものだという感慨もある。

しかし私が就職した時には、同時に国際関係学部が生まれてそちらに法学部から移籍された安藤先生も含めて、政治部門はある種の上り坂の時期を迎えて活性化していた印象があった。実際に90年代初めには政策科学の佐藤満さんや政治文化論を担当した宮本太郎さんも迎えて、一時期政治学の教員は増強されていた。とはいえその後政策科学部が誕生し、佐藤・宮本両氏も政策科学部に移籍して、こうした流れも短期間で止まってしまった。

ただし90年代には、法学部の政治行政コース（専攻）の科目が国際関係学部や政策科学部の中の政治関連の科目と関連する相互扶助的な仕組みが構築され、それがある程度機能して、政治学系のカリキュラムの充実が図られていたように思う。政治行政コース（専攻）の学生が、国際関係学部や政策科学部の政治学系教員のゼミを選択することも可能で



あった。

私自身も1992年から2001年の期間は、法学部の教員でありながら大学院の籍だけが国際関係研究科に移籍している。もっとも私が日本政治史の教員であることは変わらないため、国際関係研究科では最初の何年かの時期を除いて、外国人留学生以外は日本政治史のゼミをとれない方針に変わってしまった。その国際関係研究科で私のゼミ生になった院生は、すべて女性の社会人の人たちだった。それぞれ異なる経緯で私の元にたどり着いたそのゼミ生たちに接することによって、女性たちが比較的晩学で学ぶ時に見られる、強い勉学への意欲と、そこにある困難さにも気付かされたものである。

さて、法学部内で私の着任以前に日本政治史の講義を非常勤でずっと担当してこられたのは、龍谷大学の木坂順一郎先生であった。しかし法学部のポストという意味では、私の前任者は中国政治史の池田誠先生である。法学部というものが主に日本法を教える学部であることからすると、日本政治史の正教員が

いないのに中国政治史の正教員がいるのは変則のようだが、岩井忠熊先生に言わせれば、これをもって戦後の日本の社会科学における中国革命の持つ衝撃力の大きさが見ることが出来るということである。

私が就職した時、政治部門の先輩の福井先生から強調されたことは、「貴方を政治行政コースの教員として採用したんですから、その点を忘れないで」ということだった。私は大学院が文学研究科史学専攻の院生だったし、学位も文学博士であり、学会でも歴史学研究会の編集委員などをしており、歴史家としての自覚はあったが政治学者としての意識は希薄であった。しかし某先生によれば、その人が政治学者であるか否かは、日本政治学会の会員であるか否かによって決まるとのことだった。そこで就職後になって私は、先輩教員2名の推薦で日本政治学会の会員となり、つまりは政治学者になったのである。

とはいえ私の主に専攻する日本近現代史分野での政治構造史・思想史の先行研究は、藤田省三・石田雄・松沢弘陽ら丸山学派系統の人たちの研究が一つの大きな流れを作っており、その先学の批判と継承は長い間の私の課題であった。私の書評の中には、丸山真男『戦中と戦後の間』の書評もある。その意味ではもともと、日本の政治学の一部とも私は無縁ではなかったのだろう。私を採用したのは、「論文が政治学的だったから」と言われたが、それは上記の学問の影響を、受けていたため



かも知れない。

政治行政コース（専攻）の学生には、公務員志望者が多かったが、政治家やマス・メディア志望の人もいた。私の日本政治史のゼミからも、マス・メディアへ就職した人が何人か出た。日本政治史という分野はもの考えるには良いが、あまり実用的でないと思われるのに、新聞記者などの職業には、それなりに有用な領域だったようである。ともあれこのコース（専攻）の学生には、政治学への関心の高い人たちが一定数纏まっていたようだ。

私自身に関しては、それまで法律学とは無縁だったせいも、法学部に来て接する法律学者の考え方が、いろいろな意味で新鮮に思えることがあった。特にそれぞれの専門とする学問と結びついて、背後に独特の人間観の違いがあることが垣間見られ、それが印象深かった。政治部門に対する法律学の人たちの姿勢はさまざまであったが、企画委員会での討





論で、時には政治学に好意的な意見に支えられることもあったように思う。また私が歴史家と知って、わざわざ歴史学的话题を振ってくれる人もいたが、それが古代史の話だったので、こちらまああやふやな知識で応答するという、トンチンカンなこともあった。ともあれ同僚諸氏のいろんな人に支えられて、無事に定年退職まで過ごせたことを感謝したい。

(あかざわ しろく・日本政治史)

Farewell

退職記念

春風秋雨巡り来て

上田 寛 UEDA Kan

立命館大学法学部・法科大学院で、日々の課題に追われながら教員生活を送るうちに、気がつけば既に35年余が過ぎ去り、このたび定年退職のはこびとなった。立命館出身の先生方には及ばないが、それなりに長いこの期間中にあったさまざまなことが思い出されることである。

1977年の10月、立命館大学法学部に助教授として採用され、着任後初めて出席した教授会は広小路学舎の旧中川会館の「公室」で開かれた。大きな楕円のテーブルの周囲に座られた岡崎長一郎学部長以下の先生方を前にして、新参者として挨拶をしながら私は、「これから35年間これらの方々と一緒に働くのだ」と思ったことを覚えている。であれば、私はこの大学で何を為さなくてはならないか、と。

立命館大学は、いくつかの事情から京都大学法学部の助手を辞さなくてはならなくなっていた私を、井戸田先生らのご配慮もあって、年度途中から法学部に迎えてくれた。この大



学、この法学部のために、私に何ができるか——もちろん自身の能力や資質にさほどの自信があったわけではないが、持てるそれらを挙げて教育と研究とに打ち込むこと、そして学内行政その他の役務についても求められる限りは拒まない、ということはこのとき自身に課した。

この年度の後期は久岡先生が担当しておられた法学部の「刑法各論」を途中から引き継ぎ、まさに綱渡り状態で毎回の授業をこなし、すぐさま翌週の講義のためのノートを作る作

業に迫られた。難題は法職課程での指導で、当時の法職課程には歴戦の猛者学生も多く、毎回、まさに「真剣勝負」のような思いで教



壇に立った。これに、翌年春からは基礎演習と昼夜2つのゼミが加わり、やがて「刑事学」（後に「犯罪学」に科目名変更）、年度によっては「ソビエト法」講義を分担し、その必要を訴えて新規に設けられた科目「法政情報処理の基礎」を（無謀にも）担当したこともあるし、理工学部で「法学入門」の1,000人授業と格闘したこともあった。2004年に法科大学院に移籍してからは、刑事法関係のいくつかの科目を、新しい法曹養成制度に相応しい新しい教育方法を手探りしながら、緊張しつつ担当した。

これらを通じて思うことは、大学教員は授業の中で成長するしかない、ということだ。

教員になったばかりの若手教員の多くは、たしかに若々しい情熱を持って教壇に立つ。しかし彼らの多くは、それまで刑法であれ何であれ狭い特定の分野あるいは問題に集中して研究してきたのであり、科目の全体など気にとめることもなく、まして教科教育法など勉強したこともないままに、教員として採用されたのであり、そのような教員に、最初から十分な授業が出来るはずはない。毎回の授業を終えて、教材の良し悪し、うまく説明でき受講生を引きつけた箇所とそうでない部分、私語を含め受講生の反応など、さまざまに噛み締めながら講義ノートに手を入れ、次回授業に備えることを繰り返して、段々と授

業が苦にならず、学生の反応を見ながら説明を変えるなど、それなりに納得のいく水準に近づいていくのだろう。私自身の授業も、初めの頃はとくに、つかえたり飛躍したりしながら、自分勝手な口舌を演じているだけのことも多かったに違いない。当時の学生諸君には申し訳ないことをした、とつくづく思うことである。近年は多少ましになったのではないかと思うが、気がつくと思員生活も終わりに近づいているというのが現実である。

学内行政その他については、着任後すぐに学部の学生委員会に配置され、次いで調査委員会（企画委員会）から始まって学部長まで、学部の外では研究部長、図書館長、学園常務理事（学生担当）、副総長・副学長など、かなり多くの役職を勤め、また随時に設けられた全学の委員会に参加を命じられることも多く、おそらくは在職した35年余りのうち20年ほどは何かの役職に就いていたことになるだろう。それらの中で、最も苦勞したのは1990年度の教職員組合書記長の仕事、反対に楽しかったのは、1988年度の法学部学生主事の仕事だったと記憶する。

それらの経験を通じて強く感じてきたことの一つは、自分自身も含めてのことだが、大学教員というものの身勝手さ、自身の立場についての誤解である。大学教員の社会的な地



位は、実際には大きく低下しているとはいえ、小都市並みの規模に膨れ上がった学園の中にある限りは、彼の地位と権威は不可侵であり、4万人近くの学園の構成員の中で厚く護られている。時に、それにあぐらをかいて、自分たちが至高の存在であるかに錯覚している教員に出会うことがあり、複雑な気持ちにさせられた。そして同時に、自分にそのような振る舞いが無いかと省みる機会ともなった。大切なことは、正規と非正規とを問わず多くの職員および学生・大学院生のそれぞれが置かれた立場に思いを致すこと、とりわけ学生・大学院生については、充実した教育と快適な学園生活を享受するために彼らは本学を選び、高額の学費を払ってここに居るのだということを考えることだ、とその都度に自分に確認してきたことである。

とりとめもなく書き連ねたが、今あらためて思うのは、立命館大学法学部・法科大学院は、この35年余の長きにわたって、よくぞ非才未経験の私に仕事の場を与え、教育者・研究者として育ててくれたものだ、ということである。最後に、そのことに心からの感謝の意を表したい。

(うへだ かん・犯罪学、刑法)



Farewell

退職記念

バットを置き、幕を下ろす

竹治 進 TAKEHARU Susumu

この3月末で立命館大学の教員として過ごした年月は36年に及びます。岡山商科大学での3年を加えると合計39年間大学で働いてきたことになります。学部学生時代にはまさか自分が大学教員になるとは考えたこともありませんでした。卒業後に何かしたいものがあるわけでもなく、かといってパート勤めの母親のとほしい収入に家計を依存する貧しい家庭の長男の身としてはプー太郎を決め込むわけにもいかず、アリバイ証明みたいにしていくつか就職試験を受けてみたものの当然のことながら全部アウト。途方にくれた挙句ネガティブ・セレクションで大学院に行ったのがこの道の始まりでした。



かつては大学での外国語といえば英語以外にドイツ語かフランス語というのが相場で、しかも大学設置基準の大綱化以前は2つの外

国語を必修とするところが多く、ドイツ語とフランス語の教師の需要は今よりずっと大きかったので私のような者でも雇ってもらえたのかもしれませんが。立命館大学でも私が赴任した1977年当時は6学部13人の専任ドイツ語教員がいました(2013年4月からは専任4人、嘱託4人です)。

教師になりたての頃でしたが、あるまじめな月刊誌に次のような主旨の記事が載っていました。大学の外国語教師は自分の研究していることと教えていることとの乖離が大きくてやりがいを感じられない。彼らにはアル中が多い。これを読んだとき、いやな気持ちが出たと同時に妙に納得もしてしまいました。ひょっとしてそんなこともあるのかな、俺の教えていることは研究と関係がないな。しかし間もなくそれは間違いであることがわかりました。外国語教育というのはやりがいがあるのです。こちらが一生懸命にやればやるほど学生の力がつきます。これはなにも外国語に限ったことではなく専門でも教養でも同じことがいえるでしょう。しかし外国語の場合、学生の進歩の具合がとりわけ目に見える形で現れるのではないかと、これは外国語教育に携わった者の我田引水かもしれませんが、そう思います。アル中になっている暇などありません。

教師に対する戒めとして言われることはいくつもあるでしょうが、私が新米教師の頃に耳にしてなるほどと思ったのは「自分が習ったように教えるな」、「教科書を教えるのでは



なく教科書で教えるのである」、「教師が手を抜けば学生は(自分は勉強してなくても)すぐに見破る」ということでした。なかでも第1の戒めを守るのが簡単なようで実は難しいのではないかと思います。

私自身が大学1回生で入ったクラスは文学部のドイツ語第1外国語というクラスであったせいもあるでしょうが、4月5月の2ヶ月でドイツ語文法を済ませ、後はひたすら文学作品を読むという授業でした。1回生の夏休み前から読み始め、学部と大学院を合わせて7年間で読んだ作品で今も記憶に残っているものとしては、トラークルの詩、カフカの短編、ゲーテ「ヴィルヘルム・マイスターの修業時代」、クライスト「ペンテジレイア」、グリーンメルスハウゼン「ジンプリツィシムス」、レッシング「ミンナ・フォン・バルンヘルム」などがあります。

このような私のドイツ語学習経験が教えるうえで参考になるなどとは一度も思ったことはない、と言いたいところなのですが、今振り返ると結構影響されていたようです。つまり、文法などは外国語学習の自己目的ではないのだから早く済ませて「ちゃんとした」文章を読ませたいという思いがどこかにあって、本来は繰り返し説明し練習させるべき事柄を簡単に済ませておいて、それを、くどくどしい文法説明など時間の無駄使いであるという理屈でもって正当化することがなかったとは言いきれません。授業アンケートではいつも学生から進度が速すぎると文句を言われていました。それでも年を取るとともに学生の实



態に合わせてゆっくり気長に、何度でも噛み砕いて説明するという態度を身につけることができたのではないかと思います。

ある時、今はすでに名誉教授でいらっしゃる先生から「語学の授業は楽でいいな、テープレコーダーもって行ってボタン押すだけや」と言われたことがあります。そうではないことを種々説明したのですが、さて誤解を解いていただいたかどうか。

私は、外国語の授業は2幕ないし3幕物の芝居だと思っています。90分をただテキストの説明と練習問題だけ、あるいは日本語になおすだけ、申し訳程度にテープをかけておしまい、といった授業形態は現在では考えられません（昔はありました）。テキストやプリントの文字教材以外にイラストや音楽、音声や映像といった多様な教材を、文法と語彙の解説、筆記練習、口頭練習、パートナー練習、文化的背景の説明、到達度検証といった多様な授業目標・内容と効果的に組み合わせる授業を組み立て、実践するのが教師の仕事というてよいでしょう。外国語教師は脚本家兼演出家（兼俳優？）であるというのが私の考え

てきたところです。

また、教室は学生にトレーニングをさせる場でもあります。それにかこつけて再度比喩的に言うと、外国語教師は高校野球の監督です。私もノックで鍛えるイメージで多くの筆記用プリントを用意し、口頭練習ではできるだけ何度も学生を指名するように心がけてきました。しかし、最近は息切れがするようになってきました。もう亡くなりましたが、箕島高校の尾藤元監督が監督を辞任するとき、理由としてノックができなくなったことをあげていました。立て看板で私の定年退職を知った学生が「先生、まだまだ元気で若いですよ」とうれいことを言ってくれましたが、体力の衰えは如何ともしがたく、ノックに勢いがなくなってきたことは私が一番よく知っています。ここでバットを置くのがいいようです。それに、脚本家としても最近マンネリ気味で、おもしろい台本が書けなくなってきたことを痛感します。私のドイツ語教師人生にも幕を下ろすべき時が来たのです。では皆様ごさげんよろしゅう。

（たけはる すすむ・ドイツ語、ドイツ文学）



ミュンヘン大学での在外研究を終えて

倉田 原志 *KURATA Motoyuki*

2012年度の前期は、学外研究の機会を与えていただき、4月中旬から9月中旬までの5ヶ月間は、ドイツのミュンヘン大学で在外研究をさせていただきました。この在外研究を可能にいただいた法務研究科・法学部の同僚の先生方と、自費留学基金に参加されている先生方に感謝しております。

ミュンヘン大学では、法学部の政治・公法研究所において、ハンス・ユルゲン・パピア (Hans-Jürgen Papier) 教授 (憲法) とルドルフ・シュトラインツ (Rudolf Streinz) 教授 (ヨーロッパ法) のもとで、「労働関係における基本権」をテーマとし在外研究をさせていただきました。パピア教授は、連邦憲法裁判所の副長官・長官をつとめられたので、お名前は、連邦憲法裁判所の判決文ではもちろんのこと、多くの論文やハンドブックなどで存じ上げておりましたし、私の研究テーマに関わる論文も執筆されているので、それらをこれまでも読ませていただいております。さらに、パピア教授が2010年の4月に、特別招聘教授として本学で講演会をされる機会があり、その際に講演の翻訳を担当させていただいたこともあり、在外研究の申請にあたって、受け入れを手紙でお願いしたところ、快諾いただき、ミュンヘン大学での在外研究となりました。パピア教授は、受け入れの承諾をいただいた時点では、2011年9月末で定年となられ、受け入れはシュトラインツ教授に引き継いでいただけるとのことでしたが、パピア教授の後任の教授の着任時期が2012年10月という関係で、2012年度前期も引き続き講義を担当され、研究所も従来どおり維持されて



ミュンヘン大学法学部棟

おられましたので、パピア教授とシュトラインツ教授のお二人に研究の援助を受けることができました。

研究面では、上記テーマに関し、これまでには、表現の自由、良心の自由、プライバシーの権利、信教の自由、平等、職業の自由などについて、ドイツでの議論を紹介・検討したことがありますので、その後の議論の展開を補足すること、また、これまでは、各論としてこれらの基本権の検討をしてきましたので、このテーマに関する総論にあたる部分を検討することを主たる目的としました。ミュンヘンで文献を読んでいるなかで、総論の一文内容として、これまでは必ずしも十分には意識していなかったのですが、労働関係について管轄をもつ連邦労働裁判所と連邦憲法裁判所の関係を整理することが必要と思われ、在外研究期間の後半では、そのことを中心に検討し、連邦労働裁判所は、基本権保護の任務をたいへん熱心に引き受け、多くの基本権の解釈にとって決定的な貢献をしている、また、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所は共同で基

本権保護の展開に貢献してきたとの評価を踏まえる必要があるように思われました。

パピア教授とシュトラインツ教授には、必要に応じて質問に行き、パピア教授には、さらに上記テーマを体系的にまとめるための構成について目を通していただき、アドバイスをいただきました。また、助手の方々にもいろいろと質問をすることができ、たいへん有益でした。なお、雑誌論文を読む上では、雑誌が最新号も含めてPDFで読めるデータベースが多くあり、その利用も認めていただき、たいへん便利でした。また、有料のカード式のコピー機の他に、図書館に図書や雑誌を無料でPDF化できるスキャナーが設置されており、多くの学生が利用していましたが、はじめて見るものでした。

ミュンヘン大学がちょうど夏期休暇に入った頃の、7月23日・24日には、「国際法の社会的次元」をテーマとしたミュンヘン大学・ソウル大学・立命館大学の合同シンポジウムが、ミュンヘンのマックス・プランク社会法・社会政策研究所で開催され、責任者のお一人の出口雅久教授にお誘いいただき、参加させていただきました。本学からは薬師寺公夫教授が報告され、マンハイム大学で在外研究中の石橋秀起准教授も参加されました。日程の関係で、立命館大学からは私一人の参加でしたが、ミュンヘン地方裁判所の法廷・図書室

の見学、普段はあがれない裁判所の屋上からミュンヘン市内を見るといったガイドツアーもあり、シンポジウムでの報告・議論および夕食会とともに、貴重な体験をさせていただきました。なお、ソウル大学からの報告者3名は、すべてロースクールの院生でしたが、研究者志望ということで、日本の研究者養成のあり方について少し考えさせられるところがありました。

その他に、この在外研究中にも、連邦憲法裁判所は、選挙法についての違憲判決、庇護希望者に対する社会給付の額が低すぎるといふ判決、ユーロ圏債務危機国の救済策についての判決などを出し、その活動が大きく注目されていました。また、いくつかの州では政権交代があり、ミュンヘンでもミュンヘン空港の新しい滑走路をつくることについて、大政党が賛成するなかで、住民投票で反対が多数となる、さらには、大学にかかわっては、新しいエリート大学が発表され、伝統のある大学がはずれるなど、変化がみられました。これらのことも含め、この在外研究での経験を今後の研究と教育に役立てるように努力したいと思っております。

(くらた もとゆき・憲法)



ミュンヘン大学本部棟

入管法シンポジウムを終えて

吉田 美喜夫 YOSHIDA Mikio

2012年12月7日・8日の2日間、立命館大学衣笠キャンパス・創思館コンファレンスルームで、「人の国際移動と法——入管法制をめぐって——」というテーマのシンポジウムが開催された。私が司会を担当したことから、その概要を報告したい。

今回のシンポジウムは、2010年度より日本学術振興会科学研究費補助金を受けて進めてきた「東アジアにおける人身取引と法制度・運用実態の総合的研究」（研究代表者・大久保史郎立命館大学教授）の一環である。初年度の2010年には、タイ・フィリッピンでの現地調査や関係機関の訪問などの基礎的研究を進め、2年目の2011年には、海外の研究者・実務家を招いて国際会議「東アジアにおける人身取引の実態と効果的対策」を開催した。このような研究成果を受け研究期間の最終年度の企画として準備したのが、今回のシンポジウムである。

もともと本研究は、日本における人身取引の実態を東アジア全体の動向の中に位置づけて、これに対する法規制の現状と課題を被害者実態に即した保護・救済・権利保障という視点から調査・研究することを目的としている。この目的からすると、人身取引を遮断する上で外国人の入国管理および滞在管理の在り方が要の位置を占めることは明らかである。しかしながら、入管の分野は国家の専管事項に属する「聖域」とされ、批判的な検証に晒されずに推移してきた。そのため、法学の世界で入管法制についての研究が、その担い手の養成も含めて、不十分であった。しかし、グローバル化の進展と少子・高齢化を迎



え、現在、および将来における人の移動が活発化することは不可避である。これに法学の分野から検討を加えようとする問題意識は、「法律時報」の2012年11月号が「日本移民政策の転換点?——2009年入管法改正をめぐって」と銘打った特集を組んでいる点にも見て取ることができる。そこで、入管法制について、各法分野からの分析を試みることで、入管法の評価と問題点の解明をすることにした次第である。

まず、シンポジウムの全体構成を紹介しておきたい。全体を4部構成とし、それぞれ3本、全部で12本の報告によって構成された。以下のとおりである。



第1日目の討論の様子

〔第1日目〕

開会の趣旨「人身取引研究と入管法制」 大久保史郎
(立命館大学)

第1部 入管法の総論的課題

「移民の権利と入管法制の国際比較—外国人と法—」
近藤敦 (名城大学)

「1990年以降の入管法」 明石純一 (筑波大学)

第2部 各法分野から見た入管法

「入国管理のための憲法解釈」 倉田玲 (立命館大学)

「犯罪学から見た入管法制」 上田寛 (立命館大学)

「国際法分野から見た入管法」 徳川信治 (立命館大学)

「国際私法から見た入管法」 樋爪誠 (立命館大学)

総括—意見交換

〔第2日目〕

第3部 外国人をめぐる法と政策

「外国人の人権—出入国の視点から—」 新井信之
(香川大学)

「外国人労働者をめぐる法政策」 早川智津子 (岩手大学)

「外国人家族と入管法—在留外国人の身分登録書面
について—」 趙慶済 (司法書士)

第4部 入管法と実務的課題

「弁護士の視点から」 本田麻奈弥 (弁護士)

「行政書士の視点から」 姫田格 (行政書士)

「国際機関での経験から」 吾郷眞一 (九州大学)

全体会

以上のとおり、盛り沢山の内容であるため、個々の内容の紹介は紙幅の都合上無理である。いずれ単行本の形式で研究成果を公表することになるので、ここでは簡単な感想を述

べるにとどめたい。

ところで、今回のシンポジウムの対象である入管法は2009年に改正されたが、焦点は、外国人の在留管理制度や外国人研修・技能実習制度の改正である。従来、入国段階での「点」での規制から外国人登録制度を廃止し、新たに「在留カード」を交付することになった。これは、地方自治体での管理から法務大臣による一元的な「在留管理」へと転換されたことを意味する。この改正は、一方で在留の安定化につながる側面もあるが、他方で、「不法」滞在を締め出す効果ももたらさずであろう。問題の潜在化が危惧されるところである。また、外国人研修・技能実習制度については、従来、研修生は労働者ではないという理由で時給300円という劣悪な就労がまかり通っていた。改正により、実習の最初の段階から労働法の保護を受けることになった。しかし、従来においても技能実習の段階は労働法の保護を受けていたのに、その無視が問題であった。この点から見て、今回の改正が問題の根本的な解決につながるとは言い難い。

そもそも、日本にやってくる外国人を「定住者」や「永住者」として「統合」しようとするのであれば、それらの人々にとって人生を過ごすに相応しい国であらねばならない。入管法を勉強していると、改めて、非正規雇用の拡大、ブラック企業の跋扈、ワーキングプア、生活保護受給者の増大などの問題を浮かび上がらせずにはおかないのである。

(よしだ みきお・労働法)



第2日目の討論の様子

保険法・国際シンポジウム (南京大学) に参加して

竹瀆 修 TAKEHAMA Osamu

2012年11月2日(金)、3日(土)に「保険法の現代的展開」と題する国際シンポジウムが中国・南京市において開催された。中国・江蘇省保険監督局、南京市中級人民法院、そして南京大学法学院がこれを主催し、中国国内から多数の保険事業関係者(研究者、法曹実務家、保険事業の経営者など)が集うとともに、海外勢としては、アメリカ、ドイツ、日本、台湾の招かれた研究者が報告をした。本シンポジウムは、岳衛・南京大学法学院副教授が実質的に企画運営の中心人物である。岳副教授は、留学生として本学法学部を卒業し、大学院法学研究科博士課程を修了した生粋の立命館育ちである。学部時代は、私の商法ゼミで勉強し、大学院で保険法を研究し、博士号を取得した。彼の招待・要請がなければ、私が今回のシンポジウムに参加することはなかったと思う。

時は、尖閣諸島の国有化に端を発した日中間の厳しい政治情勢の中、南京市で開催される本シンポジウムに参加することには、やはり多少の戸惑いがあったことは否めないからである。日本人が安全に渡航して、南京市のシンポジウム開催場所に無事にたどり着けるのか、そして、その場で冷静に有意義な報告・議論ができるのか、心配もないわけではなかった。しかし、それは杞憂に終わった。会場の立派なホテルでも、休憩中に少し観光に出かけた先でも、何の問題もなかった。通訳の王玲玫さんが街中で、私に日本語でいろいろ話しても、全く普段どおりの中国の人たちの姿がそこにあった。王さんは、本学大学院法学研究科に昨年4ヶ月間留学に来ていた南京



大学大学院学生で、商法・会社法を勉強することを目的としていた関係で知り合いであった。

さて、2日間のシンポジウムでは、中国の保険実務家および法曹からの多数の報告があり、朝から夕刻まで連日、参加者が熱心に報告と討議を続けた。私は、2日午後のセッションにおいて「2008年日本・保険法の改正とその後の展開」というタイトルで報告をした。百年ぶりの大改正の骨格とその重要点、その施行後に問題となっている点を中心に1時間近くの報告をした。損害保険では、自動車保険における免許証の色の告知義務違反に因果関係不存在特則が適用されるのかどうか、保険事故発生後の水増請求に対して重大事由解除の片面的強行規定の適用によって保険者免責は一切認められないのかどうかなどの論点を指摘し、生命保険では、保険金受取人変更のルールに関わって、保険契約者が保険金受取人の同意なく保険給付請求権に質権を設定できるのか、保険金受取人変更の遺言の解釈問題や保険金受取人の介入権に関する論点などを報告した。

アメリカからは、ジェフリー・トーマス教

授 (University of Missouri-Kansas City) が「アメリカ法から見た中国保険法改革」を、ドイツは、マンフレット・ヴァント教授 (フランクフルト大学) が「ドイツ保険契約法の発展および現状」を、そして台湾からは、葉唇洲副教授 (台湾政治大学保険学部) が「台湾保険法近年の発展および直面する課題」を報告された。中国国内からの報告の一部を紹介すると、邹海林氏 (中国社会科学院法学研究所研究員) の「わが国の保険法発展論」、劉学生氏 (中国保険監督委員会法規部課長) の「新しい保険法実施3周年の回顧および思考」などがあった。いずれも熱心な聴衆との議論が交され、保険法・保険事業に対する関心の高さを垣間見ることができた。

中国語での報告・議論について、私の隣に座って長時間に及ぶ通訳をして頂いた解亘・副教授 (南京大学法学院) に大変感謝している。解副教授は、日本に留学し、京都大学大学院で民法の研究をされたとのことであった。また、本シンポジウムでは、南京大学法

学院長の李友根教授 (経済法) に再会することもできた。南京大学からは、3年前に李教授、岳副教授らの一行が立命館大学法学部との交流を促進するために、京都に見え、その際にお会いして以来、3度目になる。2年前には、私どもが当時の二宮法学部長らとともに、南京大学を訪問し、二宮学部長が講演をされるなど、親交を深めていた。李教授は、長年にわたって法学院長を務められているが、今回も変らぬ温顔とユーモアで接して頂いた。改めて厚く感謝の意を表したい。

以上のように、いろいろな方々に助けられながらのシンポジウム参加であり、食事時などには、上記の海外から参加の研究者の方々などとも気軽に話す機会を持つことができ、お手伝いをされていた南京大学法学院の学生 (岳副教授の教え子) さんとも交流でき、南京市の曇り空の下でも、快適に過ごせた数日であった。

(たけはま おさむ・商法)



近代刑法の成立と法学方法論に関する 韓・中・日の対話

本田 稔 *HONDA Minoru*

2012年11月15日、韓国（ソウル）の建国大学校法学研究所主催の国際シンポジウム「近代刑法の成立と法学方法論」が開催されました。開会に先立って、孫徳権教授（建国大学校法学研究所長）から本シンポジウムの趣旨説明が行われ、次いで崔允姫教授（建国大学校法学専門大学院長）から、シンポジウムの関係者と報告者に対して謝辞が述べられました。報告者とテーマは、次の通りです。

第1報告 本田稔（立命館大学教授）

刑法のイデオロギー的基礎と法学方法論

第2報告 王新（北京大学教授）

中国現代刑法の歴史の概観

第3報告 崔官戸（西南大学教授）

朝鮮戦争前後における韓国刑法学の方法論

第4報告 李在承（建国大学教授）

ナチス期刑法学の方法論

シンポジウムの第1報告では、明治維新から太平洋戦争終結までの時期の刑法史を概観し、その時代の刑法学方法論が自然主義・実証主義から新カント主義を経て新ヘーゲル主義へと移っていった理論的な変遷とその意味について明らかにし、刑法学が種々の現代的課題を遂行する上で法学方法論の歴史を踏まえることの重要性を強調しました。第2報告では、中華民国初期から日中戦争終結（1912-1949年）、中華人民共和国創立から改革開放政策まで（1949-1978年）の時期の中国刑法史が概観され、改革開放政策を契機に制定された1979年（旧）刑法の構成方法、それを改正して成立した現在の1997年（新）刑法



シンポジウムで報告する筆者（中央）

の特徴が紹介されました。また、個別的な論点として死刑制度の運用状況が紹介され、中国がとってきた厳罰政策において死刑の運用に顕著な変化が出ていること、それを廃止する理論的な可能性と展望があることが述べられました。第3報告では、太平洋戦争後の「解放」から朝鮮戦争期にかけて取り組まれた韓国刑法学の近代化の過程が紹介されました。韓国刑法学は解放によって日本刑法学から独立する一方で、朝鮮戦争の動乱のなかで日本刑法学を継受するという複雑な過程を経て近代的な刑法が制定されましたが、そのなかに戦前の日本の刑法改正作業の影響が残っていることが指摘されました。そして、第4報告では、近代刑法を否定する反近代としてのナチス刑法の研究が現代の刑事立法の内容と特徴を捉える上で重要な意義を有していることが強調されました。

刑法における近代の意義やその時期区分、当面する課題などについて、韓・中・日の3国の間で明確な共通認識があるわけではありませんが、今回のシンポジウムを踏まえて、今後とも研究交流を継続していくことが確認

されました。

今回のシンポジウムに参加することになったのは、主催校の李在承教授からお誘いを受けたのがきっかけです。李教授には昨年2月に本学で韓国の過去清算の法理論について報告していただき、研究交流を始めたばかりだったので、私としては、中国の研究者をも交えた研究交流が本格的に始まったと実感しています。李教授は、韓国のいわゆる「3・8・6世代」に属する法学研究者です。「3・8・6世代」というのは、韓国の民主化が本格化した1990年代に30才代で、1980年代に軍事独裁政権に反対して学生運動に関わった経歴を持つ1960年代生まれの世代をいいます。彼らは、主として「民主主義法学会」や「法と社会研究会」に結集して、韓国社会の民主化と進歩を推し進める立場から法学研究に従事しています。私も年齢的には同じ世代に属し、80年代の韓国の学生運動を日本から関心を持って見ていた一人です。李教授たちの運

動が「民主化」という形で一つの実を結び、それを推し進めるために法学研究に従事しているのを知り、理論研究を社会的実践と統一的に追求することの重要性を改めて認識させられました。

シンポジウム終了後の懇親会で、李教授は、韓国社会の民主化が複雑な経過をたどり、政権の基盤が不安定であるため、具体的な法政策を提言しても、受け入れられにくい状況があるが、自由や民主主義の実現という大局的な方向性を見失わずに法学研究を実践的に進めていくことが自分たちの世代の任務であると語っていました。韓国でも経済格差の拡大や若者の就職難は社会問題化しています。その不満を抑えつけるために社会統制的な刑事立法が強化されているようです。李教授らの研究グループによる立法動向の批判と対抗的な法政策の提言に今後注目したいと思います。

(ほんだ みのもる・刑法)



シンポジウムの報告者、討論者、通訳者。王教授（右から6人目）、李教授（右から7人目）、崔教授（左から4人目）、そして筆者（右から4人目）

日本中国語学会関西支部例会での 研究発表を終えて

島津 幸子 SHIMAZU Sachiko

1. はじめに

2012年12月2日(日)に大阪産業大学梅田サテライトキャンパスにおいて日本中国語学会関西支部例会が開かれ、私は「“等A, B”構文における“等”の文法化」というタイトルで研究発表を行った。私は中国語学を専攻し、現代中国語の文法について研究をしている。日本中国語学会は、現代語の文法に限らず、中国語学を専らとする全国組織の唯一の学会である。学会では毎年10月下旬から11月初めにかけての時期に2日間にわたって全国大会を行うが、初日にシンポジウムとワークショップが行われ、2日目に分科会に分かれて持ち時間20分の発表が通常50本ほど行われる。分科会は「現代文法語彙」「歴史文法語彙」「文字・音韻・方言」「教育法開発」の4つに分かれている。当学会には北海道、関東、北陸、東海、関西、中国、九州の7支部があり、年1回の大会の他に、各支部においてそれぞれ年間数回の例会を行っているのだ。2012年度の関西支部の例会は6月と12月の2回行われ、その12月の例会(発表者は私を含め4名)で行った発表についてご報告する次第である。

2. 発表に到る経緯

所属しているさまざまな研究会における研究発表は行ってきているが、学会での発表は、2010年4月に本学に赴任して以来初めてとなった。今回、全国大会でなく、支部例会での発表を選択したのは2つ理由がある。1つ目の理由は、当該の発表内容のもととなる論文の締切が全国大会の開催日とほぼ重な

日本中国語学会関西支部例会開催のご案内

「2012年度第2回関西支部例会」を下記の要領で開催いたします。皆さまどうぞ奮ってご参加下さい。

【発表者及び題目】

1. 戸 毅 (大阪大学)
“把”字句和“被”字句の不对称-与补语的关系
2. 金昌吉 (大阪大学)
数量限定与偏误分析
3. 島津幸子 (立命館大学)
“等A, B”構文における“等”の文法化
4. 秋谷裕幸 (愛媛大学)
現代汉语方言的“闻”义词和“听”义词

日時：2012年12月2日(日) 午後1時～5時

場所：大阪産業大学梅田サテライトキャンパス
大阪駅前第3ビル19階
530-0001 大阪市北区梅田1-1-1-3
<http://www.umeda-osu.ne.jp/access.html>

り、時期的に全国大会で発表を行うことが難しかったことである。2つ目の理由は、発表時間の違いである。全国大会での発表時間は20分であり、発表内容をかなりコンパクトにする必要がある。一方、支部例会の場合には通常40分～50分の発表時間が保証され、かなり丁寧に例文の説明などを盛り込むことも可能なのである。本学に赴任する前は関東にいたので関東支部例会で2回研究発表を行ったことがあるが、関西支部での発表は今回が初めてであった。

3. 発表の内容

次に今回の発表についてその内容を簡単に紹介させていただきたい。発表のタイトルは「“等A, B”構文における“等”の文法化」であった。“等”というのは「待つ」という意味の動詞である。“等A, B”構文(A, Bはそれぞれ動詞句)の意味は大雑把に言うと「Aが起った時Bが起る(起った)」となる。一例を挙げると、「等他来了, 我们一起吃饭吧。」

（“他”＝彼；“来”＝来る；“了”＝動作の完了を表す動詞接尾辞；“我们”＝私たち；“一起”＝一緒に；“吃饭”＝ご飯を食べる；“吧”＝勧誘の語気を表す助詞）という文は「彼が来たら（来たとき）、私たちは一緒にご飯を食べようよ」という意味である。この文における“等”は既に「待つ」という動詞の意味を失い、「（～した）とき」という意味になっているのである。このように実質的な意味を表す語（ここでは「待つ」という意味を表す“等”）が実質的な意味を表さず、文法的な意味機能だけを担う語（ここでは「（～した）とき」という意味を表す“等”；またこのような語を機能語と呼ぶ）へと変化する現象のことを「文法化」という。中国語においては複文（2つ以上の節からなる文）の前の節に“等”が用いられる場合にだけ「文法化」が起こり、「（～が…を）待つ」という意味がなくなり、「（～した）とき」という機能語になる。しかし、実際には「待つ」という意味が全くなくなってしまったわけではなく、「文法化」の程度は一様ではない。先ほどの例文ではやはり彼が来るまで私たちは「待つ」のである。この例のように「待つ」という意味で解釈できる例文もあれば、「待つ」という意味では解釈できないような（文法化がかなり進んでいる）例文もあるということである。中国語のこの種の文では“等”の直前の名詞（句）は通常脱落している。“等”が動詞であれば、直前の名詞（句）（主語）は「待つ」動作の主体を

表すが、“等”が既に「待つ」という意味を失っていることの表れとして主語の脱落が起っているのである。しかし、文によって“等”の前に主語を補うことができる場合がある。主語を補うことができる文においては“等”はまだ動詞性をかなり残しているということが分かる。主語を補うことができるか否かを基準にして“等A, B”構文の文における“等”の文法化の程度の違いがどのように分布しているかを分析したのが今回の研究発表の内容ということになる。

4. 今後に向けて

今回の研究発表の内容は『木村英樹教授還暦記念 中国語文法論叢』（白帝社 2013年5月刊行）に収められる論文の内容をまとめたものである。“等”は修士論文の時から取り組んできたテーマであり、今回の論文で終止符を打つことができた。その意味でも今回の発表は私にとって非常に意義深いものとなった。今後はまた新しいテーマで論文執筆・研究発表に取り組んでいきたいと考えている。

（しまづ さちこ・中国語、中国語学）

自著を語る『続・時効と正義
——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年10月刊行）

松本 克美 MATSUMOTO Katsumi

本書は、前著『時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002年）の続編である。前著刊行以降のこの10年の間に書きためた諸論稿（その大部分は立命館法学の寄稿論文である）をもとに、「序」、「第1部 消滅時効・除斥期間論の現代的展開」、「第2部 各分野における消滅時効・除斥期間論」、「第3部 時効法改革の基本視点と課題」という構成になっている。このうち、「序」と「第3部」は本書のための書下ろしである。

第1部第1章「民法724条前段の時効起算点——現実認識時説から規範的認識時説へ」は、724条前段の「損害及び加害者を知った時」について損害の認識可能時ではなく、損害を現実に認識した時が起算点であるとして現実認識時説を確認した最判2002（平成14）・1・29民集56・1・218（ロス疑惑報道名誉・プライバシー侵害事件）の判例批評を依頼されたことを契機とする研究の中で筆者が到達した結論、「損害及び加害者を知った時」とは、その時点で「知った」と解して時効を進行させてよいとする規範的評価を媒介として認定されるとする筆者の規範的認識時説を展開したものである。

第2章「民法724条後段『除斥期間』説の終わりの始まり——除斥期間説に基づき判例を統一した最判1989年の再検討」は、除斥期間説を最高裁として初めて採用した最判1989（平成元）・12・21民集43・12・2209をとりあげて、筆者なりの徹底批判を試みたものである。民法典起草者は同条後段を明確に消滅時効と位置づけた上で、文言上も前段の「時効ニ因リテ消滅ス」を受けて、「亦同じ」と



『続・時効と正義
——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』
松本 克美 著 日本評論社
2012年10月 ¥7,350

定めたものである。後段を20年の長期時効とした上で、前段の主観的認識時を起算点とした短期時効の浮動性を抑制するためにおかれた規定なのであって、二重期間の長期は除斥期間と解さなければ意味がないなどという解釈は全くの暴論である。しかも、最判1989年は、除斥期間は当事者の主張を前提とせず裁判官の職権で判断されるので、その主張を前提にした信義則違反・権利濫用などの主張は失当であるとして、個別事案における妥当な解決を無視する硬直的な一刀両断的な時の請求権の当然消滅を宣言した。学説は、このような最高裁の見解を、「到底賛成できない」（澤井裕）、「寒心に堪えない」（半田吉信）、「これほど疑念のある最高裁判決は珍しい」（清水誠）、などと評しているが、誠に同感である。筆者は最判1989年の除斥期間説は法解釈で

なく「無法解釈」であると呼んでいる。

第3章「民法724条後段の『不法行為の時』と権利行使可能性——筑豊じん肺訴訟最判2004年の射程距離」、第4章「後発顕在型不法行為と民法724条後段の20年期間の起算点——規範的損害概念の提唱および公訴時効との異同」は、民法724条後段の「不法行為の時」とは、加害行為に遅れて損害が発生する場合には、「損害の全部または一部が発生した時」であるとする画期的判断を示した筑豊じん肺訴訟上告審判決（最判2004（平成16）・4・27民集58・4・1032）の射程距離を検討したものである。私見は、本判決の意義は加害行為時に損害が発生する場合も、加害行為に遅れて損害が発生する場合も、実質的に損害発生時説にたったものとして一元的に理解することができ、かつ、その射程距離は、当該事案のような潜在的健康被害の場合のみならず、建築瑕疵が建物完成、引渡しから20年以上を経て顕在化したような潜在的財産被害の場合にも及ぶと考えている。第5章「民法160条の法意に照らし民法724条後段の20年の除斥期間の効果を制限するとした事例——最3判2009（平成21）・4・28民集63・4・853の検討」は、第4章で提唱した隠蔽型不法行為においては不法行為が顕在化した時点をもって「不法行為の時」とすべきとする見解を、足立区女性教員殺害事件に即して具体化したものである。

筆者は、第1部第3章以下で論じた筑豊じん肺訴訟の控訴審および第5章で検討した足立区女性教員殺害事件で、時効や除斥期間の起算点、援用・適用制限につき、原告側意見書を書いている。第2部では、戦後補償、環境・公害訴訟、不当労働行為に関する鉄建公団訴訟、生命保険金請求権、児童の性的虐待、過払金返還請求権に関する判例分析をおこなっているが、このうち、中国人強制連行・強制労働訴訟、鉄建公団訴訟でも時効・除斥期間につき原告側意見書を書いている。

第3部は、時効の短期化、統一化に性急な

現在の法制審議会民法（債権関係）部会の議論に対して、とくに安全配慮義務違反の債務不履行構成の時効メリット（権利行使可能時から10年間）を喪失させることの不合理につき、批判的な問題提起したものである。

かえりみれば、筆者にとってこの10年は、学内に設けられた法科大学院設置委員会の副事務局長としてその開設の準備をし、2004年4月の開設後は法学部から法科大学院に移籍するという環境の激変におかれた10年でもあった。同時に、上述の数々の訴訟に意見書執筆や原告側の学者証人として出廷し、その中で研究を進める毎日でもあり、いわば「理論と実務の架橋」を実践する日々でもあったわけである。

本書の刊行にあたり、立命館大学法学叢書第15号としての助成金を得ることができた。助成金支出の決定をして下さった二宮周平前法学部長、竹瀆現法学部長にお礼申し上げたい。

最後に、ともすれば谷間の百合のようにのんびりと過ごそうという資質をもつ筆者に対して、研究の進展に必要なのは時間よりも学問への揺るぎのない情熱であるという研究者としてのあるべき姿勢を身を持って示してこられ、大いなる刺激を与えていただいている本学同僚諸氏、諸先輩方にもこの場を借りて感謝したい。

なお本書刊行後、筆者は、先物取引被害や建築瑕疵の損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間に関する何本かの論稿を執筆した。いずれ、これらを含めた論稿をもとに『時効と正義 パート3』を刊行したいと考えている。以上の次第で、これからも末永くご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

（まつもと かつみ・民法）

感謝

中村 悠人 *NAKAMURA Yuto*

2013年4月より東京経済大学現代法学部に刑法の教員として着任いたしました。研究生時代も含め、立命館大学には12年間在籍したことになります。その間、博士前期課程で未熟な段階から公私共に指導していただいた安達光治先生、博士後期課程で遅々として進まぬ私の研究を辛抱強く指導していただいた松宮孝明先生をはじめ、大変に多くの先生方、先輩・同期・後輩に支えていただきました。

関西の大学では、インターカレッジな刑事法の研究会が盛んです。私が参加しているだけでも、刑法読書会、刑事判例研究会、経済刑法研究会、刑法理論研究会、刑事立法研究会、刑事制裁・量刑研究会、フランス刑法理論研究会、例外状態と法研究会等々、数多く存在しており、私も大学の垣根を越え、多くの方と触れ合うことができました。立命館大学に限らず、なかでも関西大学、京都大学、龍谷大学の先生方には多くの研究の機会をいただきました。研究会の場で多くの貴重なご意見をいただいた中山研一先生は、残念ながら昨年お亡くなりになりましたが、研究会の重要性を説いておられました。これらの研究会で様々なご意見をいただいたということが、私の研究にとって大きな契機となっております。

やはり、多角的視点を持つためには、自分の独りよがりになることは避けねばなりません。院生時代に経験できた集団指導は、かけがえのない財産となりました。多くの研究会に誘っていただき広い視野を持つ大切さを教えていただいた浅田和茂先生、人間の自由など根本を問い直す必要性を教えていただいた



生田勝義先生、理論の背景にある歴史の重要性を教えていただいた高橋直人先生、法哲学的見地から教えていただいた平野仁彦先生、ここに名前を挙げられなかった多くの先生方に支えられての現在なのだと感じております。

さらに、独りよがりにならないためには、比較法の視点も重要です。外から日本法を見ることの重要性は、多くの先生方に説かれてはいたものの、実際に2008年に初めてドイツに短期留学するまでは、実感としてあまり持てませんでした。そこでの多くの先生方や、ドクトラント、ハビリタントらとの交流は、日本はどうか、何故そうなのか、という視点を強く得させてくれるものでした。ミュンヘン大学との交流の礎を築いてくださった渡邊惺之先生、受け入れを快諾してくださったPetra Wittig教授にも心から御礼申し上げます。

これらの経験は、研究は決して一人では成

り立つものではないということを教えてくれたのだと思います。私の研究はまだまだ発展途上ではありますが、これまで受けた多くの恩を無に帰すことのないよう、研鑽を積む所存です。私事ではございますが、2006年の平井嘉一郎研究奨励賞の受賞、2012年の天野和夫賞受賞は、研究を続けていくうえで大きな励

みとなりました。恥じることのないよう頑張っています。最後にはなりましたが、研究の途を応援し、支えてくれた両親に感謝の意を捧げたいと思います。本当にありがとうございました。

(なかむら ゆうと・刑法)

Departure

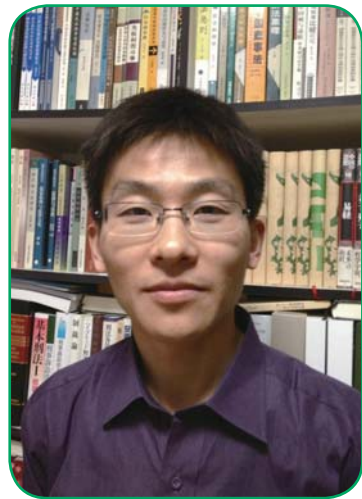
出発

お別れにあたって

張 小寧 ZHANG Xiao Ning

日本や京都のことでわからないことがまだまだたくさんあるのに、立命館大学衣笠総合研究機構での三年間の研究活動はもう終わりに近くなりました。2013年4月より中国へ戻って、山東大学（威海）法学部に刑事法担当教員として教鞭を取ることになりました。この三年間の研究生生活を振り返ってみると、豊富な収穫を得たと深く感じております。今日を迎えることができたのは、先生方をはじめ、多くの方々の支援によるものと思っております。お別れにあたって、この短い文で感謝の意を表させていただきます。

まず、受け入れ教員の松宮孝明先生に心より御礼を申し上げます。松宮先生と初めてお会いしたのは、2005年の秋、中国の山東大学で犯罪体系論国際シンポジウムに参加した際です。その時から、立命館に来て松宮先生のご指導をいただきたいと考えていたのですが、良いチャンスはなかなかめぐってきませんでした。その後、ご支援をいただいて、2010年の春、ようやくポストドクトラルフェローとして来学できました。この三年間、親切なご指導をいただいて、証券犯罪に関する研究分野だけではなく、独日刑法学の研究状況についてもより詳しくわかるようになりま



した。これは私の将来の研究に重要な役割を果たすと思っております。また、就職のことは、松宮先生のご支援がなければ、困難であったと思います。ご推薦とご援助のお蔭で、順調に山東大学（威海）法学部に就職できました。中国に『受人滴水之恩、当似湧泉相報』（一滴の水のような恩にも、湧き出る泉のような大きさでこれに報いるべし）という諺があります。松宮先生からの「湧泉のような恩」には、とても報いることはできないでしょうが、これから精進してがんばりたいと思います。

入学してから、幸せだったのは、刑法読書

会、経済刑法研究会等の研究会に参加して、多くの関西刑法の先生方と会えたことです。刑法読書会では、京都大学の鈴木茂嗣名誉教授、立命館大学の生田勝義教授、浅田和茂教授、安達光治教授から多くのご助言をいただきました。経済刑法研究会では、岡山大学の神山敏雄名誉教授、大阪商業大学の斉藤豊治教授、京都大学の高山佳奈子教授から多くの知識を教えてくださいました。とりわけ、浅田和茂先生と安達光治先生は、所属を問わず、研究会や授業でいろいろご指導をいただきました。この機会を利用し、両先生に心より御礼を申し上げます。

法学研究科共同研究室（後期課程）に入室してから、同研究室の中村悠人さん（本年4月より東京経済大学現代法学部教員）、金子博さん（現近畿大学法学部教員）、大西貴之さん、張挺さん（現杭州師範大学法学部教員）、金成恩さん、片岡雅世さん、松倉治代さん（現大阪市立大学法学部教員）、張悦さん、徐文海さん、朴普錫さん、市川啓さん、有馬春樹さん、王一晨さん、法学部四回生の孫文さん

（本年4月より法学研究科博士課程前期課程）、私の大学時代の同級生の路璐さん（現文学研究科博士課程後期課程）たちに、大変お世話になりました。誠にありがとうございました。この熱い友情が一生続くように心より祈ります。また、紙幅の都合上ここにお名前を挙げられなかった先生、法学部共同研究室・衣笠総合研究機構事務室の皆様にも大変お世話になりました。皆様に改めて御礼を申し上げます。

今年の4月より立命館から離れますが、日中刑法学の交流の機会に、また、立命館を訪れることができると思います。その際は、微力ながら、少しでも、立命館の法学と中国の法学の交流、さらに日中法学の交流に貢献できれば、幸いです。立命館大学のますますの発展を心より祈ります。

最後に、私事ではありますが、私をずっと無私で支援してくれた両親と妻、及び「お父さんがいつでもえらい」と思ってくれる娘に心より感謝したいと思います。

（ちよう しょうねい・刑法）

Media
Coverage

法学部定例研究会

2013年1月～3月

■法学部定例研究会：

- 13年1月11日 第5回民事法研究会：グーリー麻亜利氏「インターネット上の著作権侵害における不法行為地の国際裁判管轄について——日中比較を通して——」
- 13年1月12日 商法研究会：村上康司氏「保険契約の失効条項と消費者契約法——最判平成24年3月16日金融・商事判例1389号4頁」、清水円香氏「株式会社を設立する新設分割と詐害行為取消権（最判平成24年10月12日金判1402号16頁）」
- 13年1月18日 第3回政治学研究会：竹本信介氏「戦後日本外交のリサーチ・デザイン——『行政学』から戦後日本外交を考える——」
- 13年1月22日 第6回民事法研究会：山田希氏「総合判例研究・過労自殺と安全配慮義務」
- 13年2月2日 商法研究会：土岐孝宏氏「評価済保険、重複保険、保険代位といわゆる利得禁止原則 ドイツの議論を参考に」、村田敏一氏「株主の権利の行使に関する利益供与について——民事責任 VS. 刑事責任——」
- 13年2月7日 博士論文公聴会：大西貴之氏「法的思考における討議理論の可能性と限界」
- 13年3月2日 商法研究会：山田泰弘氏「代表訴訟における会社の被告側への補助参加——会社法からの分析」、竹濱修氏「定額傷害保険契約における因果関係と割合的支払」



立命館ロー・ニュースレター
第72号 (2013年3月)
編集：立命館大学法学部
 ニュースレター編集委員会
発行：立命館大学法学部研究委員会・
 立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL. 075-465-8177
FAX. 075-465-8294
URL. [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/filindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/filindex.htm#nl)